

第21回 新潟市都市計画審議会常務委員会

議 事 録

日 時：平成27年12月22日（火） 午後2時より

場 所：新潟市役所本館6階 第2委員会室（新潟市中央区）

出席委員：4名

幹 事：新潟市都市政策部長、建築部長

■ 第 21 回 新潟市都市計画審議会 常務委員会

日時：平成 27 年 12 月 22 日（火）午後 2 時～

場所：市役所本館 6 階 第 2 委員会室

《開会・事務連絡等》

- ・出席人数の確認
- ・幹事の紹介
- ・配布資料の確認

【寺尾常務委員長】

それでは、会議を開きます。皆様、年末のお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

はじめに、報道機関より撮影の許可を求められておりますが、許可することによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

【寺尾常務委員長】

「異議なし」ということで、撮影を許可いたします。

それでは、先ほど事務局から報告がありましたとおり、本会議は定足数を満たし会議が成立しておりますので、これより議事を進めてまいります。

まず、新潟市都市計画審議会運営要綱第 4 条の規定により、本日の議事録署名委員に、石井沙織委員を指名しますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは続いて、市長より諮問のあった議案の審議に進みます。

本日の議案は、新潟市都市計画審議会運営要綱第 2 条第 2 項第 3 号に該当する軽易な都市計画の事項として、会長より常務委員会に付託され審議するものです。

事務局、議案第 1 号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について（新潟市北区島見町地内）」の説明をお願いします。

【事務局】

建築行政課長の鈴木でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について」説明させていただきます。はじめに、配付物の確認でございますが、インデックスのついた議案第1号、A4版1枚、A3版カラーの都市計画図1枚、参考資料A4版両面1枚でございます。

議案の説明の前に、本案件の取り扱いについて説明させていただきます。資料の1ページ目、もしくはスクリーンをご覧ください。ここに建築基準法第51条の本文を記載しております。本文内に、「その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物」とありますが、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設を指しております。建築基準法第51条では、産業廃棄物の処理施設は都市計画において、その敷地が決定しているものでなければ新築し、または増築してはならないとしております。但し書きにおいて、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認め許可した場合、または政令で定める規模の範囲内において新築し、もしくは増築する場合においては、この限りではないとしております。

議案第1号の産業廃棄物処理施設は、廃プラスチックの破碎施設に該当し、既存施設の処理能力が1日当たり3.25トンから、新規設備設置後には1日当たり53.44トンとなり、1日当たりの処理能力が建築基準法で定める6トンを超えることから、建築基準法第51条の対象施設となりますが、本案件につきましては、民間事業者が設置する施設であり、都市計画決定には馴染まないため、但し書きの規定により、その敷地の位置が都市計画上支障がないか本委員会に諮問するものです。

なお、今回の許可対象は廃プラスチック類の破碎処理施設ですが、実際に破碎するものは、主に「解体済み自動車」となります。なぜ解体済み自動車の破碎が廃プラスチック類の破碎処理施設となるかを自動車再資源化の手順をみながら説明してまいります。

まず、使用済み自動車となったものを解体処理いたします。解体処理で取り除かれた有用部品等は再資源業者等に引き取られます。有用部品等を取り外された使用済み自動車は、解体済み自動車となります。これを今回の申請による破碎処理施設により破碎します。解体済み自動車を破碎した際に発生する鉄及びミックスメタルは破碎処理後金属リサイクル業者に引き取られます。また、破碎時に発生する微細な廃プラスチック類やガラスくず等の混合物であるシュレッターダストは指定業者に引き取られます。本申請はスクリーンの赤枠の部分が対象となります。このシュレッターダストの中に廃プラスチック類が含まれるため、本破碎処理施設は建築基準法第51条の対象となる廃プラスチック類の破碎処理施設となります。

それでは、申請地の位置を都市計画図でご確認いただきます。議案書の2枚目、A3カラー一刷りの地図を併せてご覧ください。スクリーン中央の赤いポイントが申請地で、工業専用

地域内にごございます。新新バイパス豊栄インターチェンジから北に約 2.5 キロ、新潟市北区島見町地内に位置しており、西側に島見町集落、東側に太郎代集落が位置しています。

次に、周辺の状況を航空写真を用いてご確認いただきます。申請地近隣にはご覧のとおり、工場、事業所及び廃棄物処理施設などが立地しております。

続いて、少し広域の航空写真を用いて周辺状況をご確認いただきます。周辺には学校や社会福祉施設などはなく、最寄りの住宅までは約 340 メートル離れております。なお、申請者は本計画の申請内容について、周辺企業や自治会に説明を行っており、承諾を得ているところでございます。

次に、周辺交通への影響についてご説明いたします。主な搬出入経路は、新新バイパス豊栄インターチェンジより、歩道付 4 車線道路の一般県道島見豊栄線、歩道付 4 車線道路の臨港道路中央ふ頭（西線）、歩道付 2 車線道路の市道北 6 - 61 号線を利用する計画となっております。

また、施設への搬出入にかかる運搬車両は 1 日当たり 4 トンから 10 トントラック 19 台程度でございます。搬入、搬出の時間は午前 8 時から午後 5 時までとなっております。搬出入に伴う運搬車両の増加は現在の交通量と比較するとわずかなものであり、これらの経路は、いずれも十分な幅員や構造を有する整備された道路であることから、周辺交通に与える影響は軽微であると考えられます。

それでは、配置図を用いて申請敷地についてご確認いただきます。赤い枠で囲まれた部分が既存の敷地でございます。今回は、本申請の対象施設である破碎処理設備を設置するため、オレンジ色で囲まれた敷地を新たに取得し、併せて 9,914.93 平方メートルの敷地が申請敷地となります。

次に、敷地内の建築物について説明いたします。敷地内の水色で示したものが既存の建築物でございます。また、緑色で示したものが今回新築する建築物となります。破碎処理施設は、この新築する建築物の中に設置します。

それでは、環境影響調査について説明いたします。参考資料の裏面も併せてご覧ください。申請者は、本申請にあたり騒音及び振動に関する調査を行っております。対象となる騒音及び振動の主な発生源の位置はご覧のとおりでございます。薄いピンク色で示したものは、既存の金属切断処理施設です。なお、これは第 51 条の対象施設ではございません。濃いピンクで示したものは、新設する廃プラスチック類の破碎処理施設と、それに付随する重機でございます。新設する破碎処理施設はもちろんです、それに付随する重機及び既存の金属切断処理施設からも騒音及び振動が発生することから、それらの合成値として調査をしております。

次に、環境影響調査の評価地点でございます。評価地点は、敷地境界線上的ご覧の4か所を評価対象として行っております。

それでは、騒音及び振動の予測値を説明いたします。騒音及び振動に対する環境影響調査においては、申請地が工業専用地域のため、騒音及び振動の規制地域に指定されていないことから、基準値は定められておりません。そのため、地域の実情に合わせ準工業地域に相当する区域として、騒音に関しては第4種区域の規制基準を、振動に関しては第2種区域の規制基準を目標値として設定し、影響を検討しております。なお、施設の稼働時間は午前8時から午後5時までとなっているため、その時間帯による基準値を目標値として採用しております。ご覧のとおり、騒音についての目標値と予測値の比較表ですが、いずれの地点でも予測値が目標値を超えておりません。同様に、振動に関しても、いずれの地点でも予測値が目標値を超えておりません。

最後に、本案件を許可相当とする理由でございます。計画地は工業専用地域に位置し、道路や公園など既定の都市施設に支障がないこと。本計画施設は、廃プラスチック類を破碎し、再生資材として再資源化するための中間処理を行うものであり、廃棄物の減量化及び循環型社会の構築に寄与する施設であること。本計画施設から発生する騒音、振動等は適切な対策が講じられ、周辺の環境を害する恐れはなく、搬出入道路も適切な整備がなされていることから、円滑な交通の支障とはならないこと。以上3点より、当該施設の敷地位置については、都市計画上の支障がないものと思われまますので、許可相当として本審議会に諮問するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【寺尾常務委員長】

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました議案について、ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。田中委員、何かありますか。

【田中委員】

ございません。

【寺尾常務委員長】

石井委員は。

【石井委員】

大丈夫です。

【原山委員】

騒音・振動の予測値が出ておりますが、現在も稼働している施設があるということですので、現況の騒音・振動の数値はどのようになっているのでしょうか。

【事務局】

現況の騒音レベルでございますけれども、評価地点1で50デシベル、評価地点2で60デシベル、評価地点3で57デシベル、評価地点4で57デシベルとなっております。

振動につきましては、評価地点1で46デシベル、評価地点2で47デシベル、評価地点3で50デシベル、評価地点4で47デシベルとなっております。

【原山委員】

ありがとうございます。ほとんど変化がない中で、今回赤で示した施設から離れた地点である評価地点1の騒音が現況よりもだいぶ大きくなるという予測が出ていますけれども、先ほどピンクで示した施設では金属切断を引き続き行うということですので、その施設の稼働の状況による影響と考えられますね。ありがとうございました。

【寺尾常務委員長】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、この議案について大きなご意見もないようですので、ここで採決に移りたいと思います。

議案第1号「産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無について（新潟市北区島見町地内）」は、異議なしとして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

【寺尾常務委員長】

ありがとうございました。

それでは、議案第1号について、支障なしといたします。

特にあとは皆様ご意見ないでしょうか。そうしましたら、本日の審議結果については、次

回の審議会の冒頭で報告いたします。

それでは、以上をもちまして、審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。